三豊市立和光中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。私たち教職員は、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るという意識を常に持ち、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組む。

１　いじめ防止等に向けた基本的な方針

(1) いじめの未然防止

生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる授業づくりや集団づくり、学級づくりに努める。また、生徒一人一人がいじめを自分たちの問題として考えられるように指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(2) いじめの早期発見

「生徒のいるところには必ず教師もいる」を心掛け、日頃から生徒を見守り、信頼関係を構築する。そして常に、いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知するよう努めるともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有する。また、学校通信・学年通信の発行や学校運営協議会等の機会を用いて、家庭・地域への情報発信・収集を行い、学校・家庭・地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

(3) いじめへの早期対応

いじめを認知した場合は特定（一部）の教職員で抱え込まず、速やかに学級担任及び学年主任に報告し、「いじめ対策委員会」による組織的な対応につなげる。「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後、関係生徒や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。全教職員は、その対応方針等に沿って、保護者の協力を得て対応するとともに、いじめに係る情報を適切に記録する。

(4) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努める。

(5) 教職員の指導力の向上

全ての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、定期的に校内研修を行う。

２　いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。構成メンバーは、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、とし、必要に応じて、教育相談担当、養護教諭、学級担任、関係教諭、スクールカウンセラーも参加する。

３　本校におけるいじめ防止等のための取組

(1) いじめの未然防止

① 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、「和光中人権の日」や「和光中道徳の日」等を通して、道徳教育や体験活動を推進する。

② 傍観者を生まない集団づくり

「いじめゼロ月間」等を捉えて、生徒がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むように指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

③ インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われているいじめを防止するため、生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について講演会等を実施し、保護者への啓発を行う。

④ 保護者や地域への働きかけ

コミュニティ・スクールとしての特性を生かし、いじめ防止に向けてＰＴＡや地域の人と連携しながら、いじめ防止の取組を推進する。本内容を入学時及び各年度の開始時に生徒・保護者・関係機関等に説明する。

(2) いじめの早期発見

① 日常的な観察

「生徒のいるところには必ず教師もいる」を心掛け、全ての教職員がいじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知するよう努める。

② 「コスモス」等を活用したいじめの把握

生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、「コスモス」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。

③ アンケート調査の実施

いじめの実態を把握するために、定期的にアンケート調査を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせて実施する。

④ 教育相談体制の整備

生徒の悩みを積極的に受け止めるため、定期的に教育相談週間を設け、全員の教育相談を行う。また、保健便りにスクールカウンセラーの勤務日を載せ、スクールカウンセラーとの相談の機会を設けるなど、生徒個々に応じた対応に努める。

(3) いじめに対する措置

本校作成の「いじめ対応マニュアル（別紙）」にそって対応する。

４　教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知・確認し、普段から教職員の共通理解を図る。また、「かがやく笑顔をとりもどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上に努める。また、本内容の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえて、取組の改善を図る。